

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割 補助 番号	グル ープ 化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 規	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5006A	5006001				総務 省、文 部科学 省、	地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	地方公共団体においては、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	c	—	教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっています。 このため、教育委員会が設置されない地方公共団体を許容する制度は適切ではないと考えます。	—	教育委員会制度については、「骨太方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、抜本的な改革を行うこととされており、「規制改革・民間開放推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)では、上記骨太方針を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、地教行法の改正を行うとされたところである。これらに鑑み、教育委員会設置の選択制について、政治的中立性の担保に留意しつつ全国的に検討することについて貴省の見解を示されたい。また、既往の政府決定を踏まえても、検討自体が不可であればその論拠を明確に示されたい。	全国市長会	1	A	教育委員会制度の選択制の導入	地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。	現行の教育委員会制度については、形骸化している、或いは合議制により機動性・弾力性が欠如している、責任体制が不明確である等の指摘がある。また、地方制度調査会答申においては、「地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとすることが適当である。」とされている。よって、公立学校施設整備をはじめ、地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。	地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条		
5009A	5009001				総務 省、文 部科学 省、	地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	地方公共団体においては、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	c	—	教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっています。 このため、教育委員会が設置されない地方公共団体を許容する制度は適切ではないと考えます。	—	教育委員会制度については、「骨太方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、抜本的な改革を行うこととされており、「規制改革・民間開放推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)では、上記骨太方針を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、地教行法の改正を行うとされたところである。これらに鑑み、教育委員会設置の選択制について、政治的中立性の担保に留意しつつ全国的に検討することについて貴省の見解を示されたい。また、既往の政府決定を踏まえても、検討自体が不可であればその論拠を明確に示されたい。	全国町村会	1	A	教育委員会制度の選択制の導入	地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。	現行の教育委員会制度については、形骸化している、或いは合議制により機動性・弾力性が欠如している、責任体制が不明確である等の指摘がある。また、地方制度調査会答申においては、「地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとすることが適当である。」とされている。よって、公立学校施設整備をはじめ、地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。	地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条		
5010A	5010001				文部科学省、	「現代仮名遣い」(内閣告示・内閣訓令)	「一般の社会生活において現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころ」であります(規制ではありません)。	d	—	1.「現代仮名遣い」は、「語を現代語の音韻に従って書き表すことを原則」としています。このことは、国語審議会(当時)で慎重な審議の結果答申した内容に基づいています。したがって、「現代語で「ズ」「ヅ」は同じ音韻であり、「現代仮名遣い」では原則として「ず」で表記することを示しています。 2.ただし、「現代仮名遣い」では、以下のような語は「ぢ」「づ」を用いて書くことになっています。 (1)同音の連呼によって生じた「ぢ」「づ」 例 ちぢみ(蜷) ちぢむ ぢぢれる ぢぢこまる つづみ(鰐) つづく(鰐) つづめる(鰐) つづる(鰐) (2)2語の連合によって生じた「ぢ」「づ」 例 鼻血(鼻血) そえぢ(添乳) もらいぢち そこぢから(底力) ひぢりめん いれぢえ(入知恵) ぢゃのみぢゃわん まぢか(間近) こぢんまり 御指図の「人妻」は2語の連合であるので、「現代仮名遣い」では、「ひとづま」と書くこととなります。 3.また、「現代仮名遣い」では、以下のことも書かれています。 「次のような語については、現代語の意味では2語に分解しにくいもの等としてそれぞれ「ぢ」「ず」を用いて書くことを本則とし、「せかいぢゅう」「いなづま」のように「ぢ」「づ」を用いて書くこともできるものとする。」 そして、「ぢ」「づ」を用いて書くこともできるものの例としては、次のものが挙げられています。 例 せかいじゅう(世界中) いなづま(稲妻) かたず(固唾) きずな(絆) さかすき(袷) ときわず ほおずき みみずく うなずく おとずれの(雷) かしずく つますく めかずく ひざすく おせみずく(んずほくつ) さしずめですずり(雨) なかんずく うですく(くろくめ) ひりずつく ゆうずう(陽造) したがって、「現代仮名遣い」では、御指図の「いなづま」「きずな」「ひざすく」という表記も可能です。また、「いかづち」と書くことも、上記と同様に考えることが可能です。 4.なお、「現代仮名遣い」の語彙表には、「この仮名遣い	—	—	個人	1	A	現在の国語の表記に関する規制を改定すること。	漢字の読み仮名の表記の改定	具体例1:現在の表記では「稲妻」と書いて「イマズマ」と読み仮名をつける。妻を「ズマ」と表記すれば、以下の様な事態が発生する。「吾妻橋」は「アズマカガミ」が正客になるが、それでは「人妻」を「ヒトズマ」と読み仮名を書いて正客として良いものかと言う矛盾が生じる。 具体例2:現在の表記では「雷」と書いて「イカズチ」と読み仮名をつける。「イカズチ」は「イカ(鰐)」「助(鰐)」「子(雷)」であるから「イカツチ」と表記しなければ意味が通らない。「ヅ」と云う助詞は「天つ御子」「天つ国」と云う使い方をしているにも関わらず、「イカツチ」に関しては「イカズチ」と表記すると「ズ」と云う助詞を太平洋戦争後に発明したと考えなければならなくなる。 具体例3:現在の表記では「鰐く」を「ヒザマスク」と表記する。「鰐く」は「膝をしたにつけてかむ」。臂をあげ両膝を地につけてかまる。深い敬意や屈辱の意を示す動作。」である。「ヒザマスク」の「マ」の意味は未詳であるが、「ヒザ」+「マ」+「ズク」と表記して「臂をあげ両膝を地につけて」かかまる」にはならない。従って「ヒザマツク」と表記すべきであり、太平洋戦争後に発明された奇妙な表記では発声する音は同じでも意味を全く考えていないものである。 この3例の他にも奇妙な表記は多々存在しており(「絆」を「キズナ」と表記させる等)早急に日本語の意味と表記を一致させたものに正すべきであると考ええる。	日本語教育の根幹に於いて、意味を考えないで耳からの音に従って、単に表示ができれば良いとした戦後の教育改革には非常に疑問があるところである。現在の表記総てを戦前の水準に戻す訳にはいかないが、それでも漢字のと読みの表記には日本語としての正しさを持たせるべきであると考ええるものである。	学習指導要領等	「イマズマ」の表記例 http://www.mdcnet.co.jp/~ito/inazuma/inazuma.html
5016A	5016001				文部科学省、厚生労働省、	—	—	d	—	私立学校法上、学校法人が障害福祉サービスを提供することを禁じる規定はありません。一般に、学校法人は、その教育研究事業と密接に関係する業務については附帯事業として、そうでない場合であっても収益事業として、一定の要件の下に様々な事業を行うことが可能です。	—	—	学校法人武蔵野東学園	1	A	共同生活援助、(共同生活介護)における運営の規制緩和	知的障害者福祉法が定めるグループホーム(ケアホーム)設置対象者には、現状学校法人は含まれていない。しかし、その教育内容・教育実績によっては設置対象者たる資格が充分にあるのではないかと考え、規制緩和を求める。 私共、武蔵野東学園は昭和39年の創立以来、健康児と自閉症児が分け隔てなく学ぶ体制「混合教育」を実践。最上級校の高等専修学校では、平成18年3月現在520名の自閉症児を卒業させている。(企業就労:262名、福祉就労:180名、進学70名)また、卒業後も頼りき後のことを考えた継続指導を展開している。	知的障害者福祉法に基づく知的障害者共同生活援助事業の運営主体は、①社会福祉法人、②民法に定める公益法人、③特定非営利活動法人とされている。②は具体的には財団法人、社団法人が現状である。そこに「運営に値する教育を実践している学校法人」と位置づけていただきたい。 それを受け、学校法人武蔵野東学園が設置するグループホーム(ケアホーム)を通して、共同生活援助事業、(共同生活介護事業)を展開。真の自立に必要なスキルを身につけさせていく。	私共、武蔵野東学園では平成18年4月に学園独自で無認可の寮「友愛寮」を開設。その後、10月1日付で、特定非営利活動法人高等専修教育支援協会との業務委託契約の上にグループホームの認可をいただく。しかしながら、依然として業務委託契約の上に成り立っている為、入居者負担が大きいのが現状である。一方、業務委託を受けた当学園は、運営に必要な条件を満たしており、入居者との信頼関係、就職先との連携も充分である。故に、学校法人による直接運営が可能になれば、運営の質を変えることなく入居者の負担を軽減できると考える。	知的障害者福祉法 障害者自立支援法 (第5条) 知的障害者地域生活援助事業実施要綱 (運営主体)	添付資料1:武蔵野東学園の近況 添付資料2:自閉症児就職先一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5017A	5017001				文部科学省、	昭和51年1月23日文管振85号文部事務次官通達「学校教育法の一部を改正する法律等について」第4 1ー(5)	専修学校の学年の始期及び終期は校長が定めることとなっています。この場合、校長は学年の始期を年2回を超えて定めないようにすることとされています。	c	ー	専修学校は、法律によって制度化された公の性質をもつ教育施設であり、そこで行われる教育については、教員組織や教科の編成等に関して、一定の水準を満たした組織的なものであることが必要です。このような専修学校制度の趣旨を担保する観点から、学年の始期については年2回までとなっています。したがって、ご要望の趣旨を実現することは困難と考えます。	ー	ー	学校法人 清風明育社	1	A	優良な留学生受入のための専修学校への年4回入学の許可	学校教育法施行規則第77条の6により、専修学校の入学時期は校長が定めることができることとなっている。この規定にも関わらず、文部事務次官通達により、入学時期は2回までとなっている。その為現在、日本語学科をもつ専修学校のほとんどは、4月と10月の年2回入学としている。しかしながら、留学生の送り出し国である中国や台湾等からより優秀な学生を募集するには、この時期に加えて1月と7月の年4回とすることが望ましい。事務次官通達は、学校教育法施行規則の自由度を阻害し、専修学校の競争力を損なっているので改めていただきたい。		日本に留学する中国人留学生のレベルの低下が近年指摘され、入国管理局は、学生のレベルを上げるよう指導を行っている。中国には日本のセンター試験に相当する統一試験という試験がある。現在入学を希望して多くの中国人留学生の学力は、統一試験で換算すれば200点から300点程度である。中国の大学への合格点は500点程度であり、非常に低い。統一試験400点から550点の学生層は、本番で実力が発揮できなかった。合格点には達しているが志望校に達しなかった層であり、十分な基礎学力や学習態度を身につけており同時に、留学する可能性が高い層である為、学生のレベルを向上するにはこの層をターゲットとするのが妥当である。統一試験は6月に実施される。一方で日本語学校の入学時期は10月に設定されており、ビザの申請の關係から願書の締め切りは5月末から6月に行う。統一試験を受験する者は、統一試験と留学の準備を同時にするか、次の4月に入学することになる。しかし、上記の学生層は統一試験の結果を見てから留学を考える学生が多い。このような学生のニーズに合わせて、株式会社立の日本語学校は、多数1月入学を実施している。専修学校の日本語科がこの層をターゲットとしようとしても、その層は他校に取られざるをえないというのが実情である。同様に、7月入学については、日本への留学希望の多い台湾の学生をターゲットとしたものである。台湾では高等学校が5月末に終了するため、7月から学習を開始したいとの要望が多い。これらのことから、4月、7月、10月、1月の年4回入学を実施したいが、学校教育法施行規則では認められるにも関わらず、事務次官通	昭和51年1月23日文管振85号 文部事務次官通達「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」第4 1ー(5) 専修学校の学年の始期及び終期は校長が定めることとしたこと(学校教育法施行規則第77条の6)。なお、この場合、校長は学年の始期を年2回を超えて定めないようにすること。	
5022A	5022001				内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛省、金融庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	ー	ー	c	ー	御要望は、政府全体としての方針に関わり、また当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難です。 なお、当省においては、平成18年度から債権譲渡禁止特約の部分解除の適用範囲(譲渡対象債権及び譲渡対象者)を拡大する措置を講じています。	ー	ー	社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売却債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。		
5026B	5026001				文部科学省、	ー	ー	d	ー	学校に職員を派遣する会社を設立することについては、現行制度上特段の規制はありません。	ー	当該派遣会社と公立学校との契約に基づき公立学校の常勤講師等も派遣が認められるのか、御教示願います。	個人	1	B	教職員の派遣会社設立	教育に関心のある地域や学校の保護者等に「教育職員派遣会社」に登録してもらいます。さまざまな地域の人々の能力が学校現場で生かれます。たとえば小学校の体育の授業では多数の指導者を必要としています。たとえば「鉄棒運動」では1対1以上で教えたほうが良いと思います。その他の科目でも机間巡視での指導等に効果を上げることができそうです。教室に地域の人々が入ることで「いじめ」等の芽も早めにつみとることができます。派遣会社では教育委員会と連携して社員教育をすることにより学校現場に相応しい人材を教育現場に送ることができます。	派遣する教職員 ・クラス担任 ・教科指導の教員 ・常勤講師 ・非常勤講師 ・教科指導の補助 ・実習助手 ・司書 ・事務職員 ・栄養士 ・調理員 ・部活の指導者 ・総合学習等 社員の多数はボランティアで構成して人件費を抑えます。	いじめによる自殺事件が全国的に教育現場に見られます。安倍総理がこの件を解決すべく再生会議に検討を指示したと報道により知りました。 「美しい国・日本」をつくるための教育再生の一助になればと思い提案いたします。	教育基本法等	要望者 年齢(58歳) 教科(数学)
5027B	5027001				文部科学省、	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条、第17条及び第23条	地方公共団体においては、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっています。このため、教育委員会が設置されない地方公共団体を許容する制度は適切ではないと考えます。	c	ー	教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっています。このため、教育委員会が設置されない地方公共団体を許容する制度は適切ではないと考えます。	ー	以下の要望者からの意見を踏まえ、再度検討の上、見解を示されたい。「貴省ご回答にある教育の中立性については当方においても理解しているところであるが、そもそも、教育に係る行政機関のみならずすべての行政機関は中立的である必要がある。教育委員会に係る人事は地方議会の同意人事であり、党派的な影響力から完全に隔離されてはいないが、これは教育が地方行政において非常に重要な位置を占めていることによるものと思われる。よって、貴省の言う「中立性」の根拠が明らかではないが、そのような「中立性」の議論をするよりも、教育の重要性にかんがみ、教育の効率化及び質の向上に着目した検討を行うべきであると考えられる。かかる重要な事務については、効率の向上による質の向上が求められるものであり、公立学校等の管理等に係る事務を民間事業者等に開放し、地方公共団体における教育に関する機能を企画・立案に集中させることが可能となるような仕組みが必要である。また、これは全国一律ではなく、各地方公共団体の実状に合せて選択が可能となるようにすべきであると思われる。」	三井物産株式会社	1	B	教育委員会制度の見直しを通じた教育に係る事務の民間開放	地方公共団体に置かれた教育長について、その任命権者を教育委員会から地方公共団体の長にするとともに、教育委員会ではなく地方公共団体の長の指揮監督の下でその職務を執行することとする。併せて、教育委員会の職務権限とされている事務について地方公共団体の長の職務権限とし、これらの事務のうち、ア)学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関する事務、イ)教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事務、ウ)学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事務のうち行政処分を伴う事務以外の事務、エ)学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事務、オ)教科書その他の教材の取扱いに関する事務、カ)校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関する事務、キ)校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事務、ク)校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事務のうち行政処分を伴わない事務、ケ)学校その他の教育機関の環境衛	現行制度においては、地方公共団体における教育行政に係る事務については、その多くについて教育委員会に職務権限とされているため、公立学校等の効率的な運営を行うことが困難となっている。加えて、公立学校等の管理等に関する事務が、その内容が共通しているにも関わらず、学校ごとに行われているため多くの無駄が生じている。これらの事務については、必ずしも地方公共団体によって直接行われる必要はないものであることから、これらの民間への開放を可能とし、地方公共団体における教育行政の自主性及び自律性を高めるとともに、地域の実状に合った効率的な公立学校等の運営を確保し、もって地域の再生・活性化の資するものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条、第17条及び第23条		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5036A	5036001			z12009	総務省、文部科学省、厚生労働省、	—	—	d	—	地方自治体が保有する債権を第三者に譲渡することの一般的な是非については、総務省からの回答をご参照下さい。 なお、学校給食法上、給食費に関して第三者への債権譲渡を禁止する規定はありませんが、教育的な観点から、学校運営や子どもに対して悪影響が及ばないような配慮は当然に求められます。	—	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 「地方公共団体の債権については、地方公共団体に専属する権利であることから、強制徴収の手段が確保されており、これを第三者に譲渡することは認められない。」との回答ですが、これは税や手数料などの公債権に関してだけかと理解していましたが、例えば各種制度の貸付金や普通財産の賃料、公立病院の診療代など私債権といわれるようなものも強制徴収が可能と考えてよろしいでしょうか。 そして、たとえ強制徴収が可能だとしても、強制徴収よりも第三者に譲渡したほうが低コストでかつ効率的ではないかという提案なのですが、いかがでしょうか。	民間企業	1	A	自治体の保有する債権の第三者譲渡	自治体の保有する債権の第三者への譲渡(売却)を可能とされたい。あるいは、第三者譲渡の手順の法制化を図られたい。	自治体の保有する債権(税、手数料等、保育料、給食費、貸付金これら全てあるいは一部)について、自治体の職員による回収にコストがかかりすぎるものを民間事業者を含めた第三者に譲渡する(入札で売却する)。	債権の回収は自治体の職員による直営ではコストがかかりすぎる場合もあるし、また、未収金として長期間残ってしまうことは財政にも悪影響を与える。よって、早期に第三者譲渡(売却)することで回収コストの低減と流動化(現金化)による財政効率化が期待できるため。	地方自治法第240条、地方自治法施行令171条から171条の7	債権譲渡手順案を添付します。全国規制改革要望にするか民間開放要望にするか決めかねました。とりえず前者としましたが、適当でなければ修正していただいてかまいません。メールアドレスは迷惑メール防止のため非公開にさせていただきます。住所も非公開でおねがいしたい。
5041A	5041001			z12010	文部科学省、厚生労働省、	—	医(歯)学部のない大学が附属病院や附属診療所を設置することを制限する規制は学校教育制度上存在していませんが、教育研究上の必要性とともに、必要な指導体制や施設整備の在り方等について、設置目的を踏まえた十分な検討を行った上で、各大学において判断されるべき事項であると考えています。	e	—		—	—	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	1	A	医(歯)学部のない大学の、附属病院設置	保健医療に関する教育研究を行う大学は、附属病院、附属診療所を設置することができる。	附属病院、附属診療所の開設	・保健医療系大学の多くは、国家資格取得と深くかかわっており、身近な臨床現場で所定の実習を行うことができるようになる。・大学教員の多くに臨床研究の場が提供されることで研究活動促進が期待できる。	・学校教育法 ・独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令	
5041A	5041002			z12011	文部科学省、	—	構造改革特区において、株式会社が学校の設置主体となることが認められています。	c	—	株式会社学校設立を全国で解禁するという点については、平成18年2月15日の構造改革特別区域推進本部決定において、「株式会社が学校を設置する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する評価の論点について、特例措置の実施状況を踏まえつつ、規制所管省庁において検討を行い、平成18年度下半期に評価を行うこと。」とされているところです。現段階においては、学校種を問わず、弊害の有無の検証に必要な情報が、依然十分に得られておらず、引き続き評価を継続する必要があると考えています。 校地校舎の自己所有要件の緩和については、同本部決定において、既に全国化の方針が決定されています。	—	平成18年2月15日の構造改革特別区域推進本部決定の内容については承知しているところであり、これまでの各設置主体の意向等を可能な限り尊重し、適切に検討、評価されています。	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	2	A	株式会社学校経営の全国解禁	現在構造改革特区のみで認められている株式会社学校設立の全国で解禁する。併せて学校に土地・建物の所有を義務付けている学校設置規制を撤廃する。	当社グループは全国で資格取得教育事業を行なっているが、株式会社が保有する施設・設備等をそのまま利用して、新たに専門職大学院事業を展開したい。当社は新潟を主な地盤としており、地方でも東京に負けない高度な教育を提供することを経営目標にしている。	事業採算を確保するために、新規の設備投資を行わず、投資はハイレベルな教員の確保、教育コンテンツの充実に対して行いたい。また、採算確保のためには可能性のある市場にタイムリーに展開する必要があり、その為にも特区だけでなく全国どこにでも展開できる環境が必要。	学校教育法及び文部科学省規制	
5041A	5041021			z12012	文部科学省、	—	著作権者は、他人に対し、必要に応じて対価の授受等の利用条件を付して、その著作物の利用を許諾することができます。(著作権法第63条)	e	—	著作権は私人の権利であり、著作物についての利用許諾の条件は当事者間において決定されるものです。 ご要望事項については、著作権者とお話し合いいただくことが適切であると考えます。	—	—	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	21	A	著作権法における文学作品・写真等使用の際の規制緩和(教育用、教材用と限定)	教材やテストを作成する際、国語の文学作品や社会の神社仏閣等の写真を掲載するのに、莫大な金額を著作権者に支払われなければならない。 その金銭的な負担から掲載を断念したり、教材の作成そのものを断念するケースがある。 子どもの成長を純粋に願い、教材やテストを作成する者にとっては悲しいことである。 ↓ 上記の文学作品や写真を使用する際、著作権料を支払う条件を設定する。料金的なハードルを大幅に下げ、等を施してほしい。	①従来以上に良質な教材が数多く作られる可能性が高まる。②それにより子どもたちの国語や社会に対する興味・関心が高まる。 ※「良質な教育の提供」のチャンスを現状の著作権法が阻害している、という見方もできるのではないかと。	著作権法		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要望	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041033			z12013	文部科学省、	—	公立又は私立の大学院(専門職大学院を含む。)の研究科の設置、研究科の専攻の設置若しくは専攻にかかる課程の変更であって、授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、文部科学大臣への届け出事項となっています。	c	—	学問の進展や社会の変化等に対応した大学等の一層の機動的組織改革を可能とするため、平成15年に法改正等を行い、学校教育法第4条第2項、学校教育法施行令第23条の2第1項第1号により、専門職大学院も含め、公立又は私立の大学院が研究科の設置、研究科の専攻の設置若しくは専攻にかかる課程の変更をする場合、授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、文部科学大臣への届け出事項となっています。しかし、学校教育の公共性にかんがみ、授与する学位の種類及び分野の変更を伴う場合は、認可を必要とすることによりそれらが適正になされることを確保する必要があると考えます。	—	—	学校法人新潟総合学園 事業創造大学院大学	33	A	専門職大学院に係る研究科及び専攻の設置規制緩和～「認可」より「届出」への変更	平成15年に学校教育法の一部を改正する法律等が施行され、大学等の設置認可制度の弾力化が行われている。専門職大学院を除く(既設大学院での研究科、専攻及び課程の設置は届出で可とされている。)(「当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの」との但し書きあり)専門職大学院においても、上記但し書きをも撤廃し、研究科、専攻の設置を「認可」から「届出」に変更する。	専門職大学院において、「当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの」との但し書きをも撤廃し、研究科、専攻の設置を「認可」から「届出」に変更する。	現在、既設の専門職大学院に新たな研究科もしくは専攻を設置しようとする場合、文部科学大臣の認可を得る必要があり、その時期は11月末となっている。開設までに約4ヶ月しかなく、十分な告知・学生募集活動を行うことが難しいと想定される。「届出」の場合、開設前年度の12月31日までの提出でよく、かつ原則届出後60日以降より告知・学生募集活動が可能となる。開設初年度に限りであるが、早い時期の告知・学生募集が可能となり、私学に限らず学校運営の安定化を図ることができる。	学校教育法第4条第2項	
5041A	5041034			z12014	文部科学省、	平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知通知「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(17文科初第437号) 教育職員免許法第1条、同法第2条、同法第3条第	学校教育法第1条に定める小学校等の教員は各相当の免許状を有する必要がある。	d	—	我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、不登校児童生徒が自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を行った場合に、これを校長が指導要録上出席扱いとし、その成果を評価に反映することは、既に現行制度上認められています。また、教員免許状は、学校教育法第1条に定める「学校」の教員となるためには必要ですが、「学校」以外の民間教育施設で教授するためには教員免許状は必要ではありません。	—	現行制度において認められているとのご回答ですが、貴省通知では各教育委員会、各都道府県への周知のみであり、民間事業者への周知は十分でないため、広く一般に周知徹底することについて、検討いただきたい。また、実施時期についても明示いただきたい。	アイリス株式会社 社団法人日本ニュービジネス協議会 連合会	34	A	不登校状態にある児童・生徒に対するIT等活用による学習機会拡大事業	・不登校児童・生徒が学校に行けなくてもその代わりとなる指導を民間教育機関で受講した場合、その受講した時限数等を出席日数とみなして教育機会を増やしてほしい。 ・その場合、民間教育機関の指導者の資格は、教員免許を持たずとも、教育機関に在籍した経年数又は個々の条件を満たした者が行うことを認めてほしい。 ・民間教育機関が施設を持たない、インターネット等の活用により授業を行った場合でも、通学と同じ扱いにして欲しい。(子どもが在宅しながらでも学習する機会を与えられる)	・(学習指導) 児童・生徒が在宅でも学習できるように、コンピュータを使って遠隔でリアルタイムに双方向で学習できる。決まった時間に、学習者と指導者が、カリキュラムに副って学習する。 ・(カウンセリング) 生徒の個々の悩み相談なども、メールや電話でなく、このシステムで行うことが出来る。	・不登校児童生徒が学力不振から不登校になることが多いが、学校に行かないことから更に学習機会を失うことになる。又、外に出ることに不安を覚えること等もあり、友人関係や近所とのしがらみ等で外に出にくい傾向が強い。双方向のパソコンを使った教育であるならば、外との繋がりを保つこととともに、学習機会を確保でき、児童、生徒の学力保障も可能となる。 ・指導者の中には、大学生や大学院生も含まれるが、将来教員になることを目指している者を採用し、現場に入る前の研修にも繋がると考えられることから、指導者の資格の緩和をお願いしたい。	学校教育法	
5041A	5041035			z12015	文部科学省、	学校教育法第82条の8	私立の専修学校の目的の変更の認可は、都道府県知事が行います。	d	—	内閣府を通じて行っている事実確認の御回答をお待ちしておりますが、私立の専修学校の目的の変更の可否については、認可権者(都道府県知事)において適切に判断されるべきものと考えます。	—	私立の専門学校の目的変更の可否については、認可権者(都道府県知事)において適切に判断されるべきものとの回答ですが、十分な検討がなされずに申請を却下された事例から要望しているものであり、適切な運用が図られるよう、認可権者に対して実態の調査や指導を行うことについて検討いただきたい。	アイリス株式会社 社団法人日本ニュービジネス協議会 連合会	35	A	財団法人等が開校時に申請した目的から、時代の趨勢に併せて開校目的を変化させたい場合に法人格を利用したまま目的追加	開校時の申請に対して、教育目的を持った事業を行う場合は、追加を認め、法人の継続を認める。又、施設の中に、教室や特別室が無くても、学生に学習機会を与える機材を保有しているのであれば、その法人格を認めて欲しい。	・インターネット等を用いたイーラーニング教材での学習を行う。 ・提携する教育機関が多岐に渡る為、資格取得や実技講座等、学習目的に併せて学習者に教育機会を提供していく。 ・学生及び社会人だけではなく、児童・生徒の学習指導から、シニア世代(団塊世代)までの教育施設として運用する	開校申請の際、洋裁学校で開校したが、趨勢により、この目的での学生を募集することが難しくなった。施設の有効利用等を含めて、コンピュータスクール又は、インターネット利用の学習塾および予備校の運営を行うことで、施設の活用ができる。このことにより、地域社会に生涯教育機関として文化教育に貢献できる。	学校教育法	
5041A	5041036			z12016	文部科学省、	学校教育法第4条 学校教育法第45条 高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号) 中学校通信教育規定第2条	高等学校には、毎日高校に通学することができない方などに対して、通信の方法による教育を行う通信制課程が認められています。 中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に限る。	d	—	現行制度上、高等学校には通信制課程を置くことができるため、ご要望の内容に対応することが可能です。 なお、義務教育段階については、児童生徒が心身の発達段階に応じた対面指導を通した教育を受け、教育課程を修了するとともに豊かな社会性や人間性を身に付けることが重要であり、通信制課程を置くことはできません。 (現行の通信制中学校に関する規定は、戦後、義務教育が9年間に延長されたことに伴い、戦前の義務教育修了者の中で、新学制における中学校を修了したいという意向を持つ方を対象に、その学習を容易にするために規定されているものです。)	—	義務教育段階においても、離島や山間部等の通学に難がある僻地における児童生徒を対象に、対面指導を中心としながらも補完的な指導方法としてIT等を活用した学習活動も指導要録上の出席扱いとすることを可能とする等、インターネットを活用した遠隔指導の積極的推進について、検討を開始願いたい。	アイリス株式会社 社団法人日本ニュービジネス協議会 連合会	36	A	遠隔地・僻地への教育にインターネットによる遠隔指導システムの均等化に役立てるばかりではなく、更には高度な内容を伝達して教育水準の向上化に努める	遠隔地・僻地教育にインターネット遠隔指導を取り入れる	・指導者は、指導センター或は環境のある場所であればどこにいても指導を行うことが出来る。 ・学習者の環境も整え、ネット環境及びパソコンを準備し、遠隔の双方向システム授業を行っている事業者又は学校から事業の提供を受ける。	僻地(離島、雪国の山間部)への教育機会の均等を考えた場合、地理的要因等から阻害されることを防ぐ一助となる。	学校教育法	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別（規	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
5041A	5041044				z12017	文部科学省、	—	d	—	大学以外の教育施設等における学修に関しましては、大学設置基準第29条第1項により、「大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。」とされています。この「文部科学大臣が別に定める学修」を定めている告示として「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める例」があります。この告示により、トフル及びトローイック又は一定の要件（審査を行うものが国又は民法第34条の規定による法人その他の団体であること、審査の内容が、学校教育法第52条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること、審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること、審査の実施方法が、適切かつ公正であること）を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認められたものに対しては単位を与えることができますとされています。したがって、貴社の提供している学修の詳細については不明ですが、一般論としては、株式会社立の教育機関が提供する学修などであっても、上記の要件を満たすものであるなら、各大学の判断により（同基準第28条、30条により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて）60単位を超えない範囲で単位を与えることは現行制度でも可能です。	—	要望者からの提案等を踏まえ、文部省告示第六十八号の内容を改めて周知徹底することについて検討し、見解を示されたい。	(株)フィナンシャル・キャリア、(社)日本ニュービジネス協議会連合会	44	A	株式会社立の教育機関での受講に対する大学単位認定の緩和	現在、学校教育基本法上の高等専門学校以上の教育施設並びに一般的認知度の高い資格検定のための教育に関してのみ単位認定が行われているため、株式会社立の教育機関での実務教育では単位認定が受けられない、についてはこれを認める制度を新設して欲しい。	教育内容を審査し、株式会社立の教育機関で実施されている講座でも大学の単位認定が受けられる制度を新設する。これにより学校教育基本法上の大学との相互単位認定の先駆けとする。	当社が開講している講座は実践的な金融基礎知識を指導するものであり、高等教育専門学校での授業と遜色ないものであり、特に金融業界への就業を目指す大学生に対しては有益な内容である。更に採用企業にとっても十分満足の得られる内容と自負している。大学時代に金融の実務に即した基礎知識を修得することは、日本の金融業界の発展に寄与する。	大学設置基準第29条	
5041A	5041045				z12018	文部科学省、	—	e	—	文部科学省が所管する法令において、株式会社立の学校への通学について学割定期の発行を禁じているという事実はありません。 なお、特区制度の下で設置されたいわゆる株式会社立の学校は、全て学校教育法上の学校です。	—	(株)アミエール、(社)日本ニュービジネス協議会連合会	45	A	株式会社による学校への通学に学割定期発行の許可	株式会社による学校への通学には学割定期の発行が許可されていない、学校組織の形態が違うだけで修学を目的とする通学であり学割定期の発行を許可すべきである。一般に公共交通機関は学校教育上の教育機関のみを学割の対象としているため、この弊害が起きている。については、学校法人以外の学校に関しては、それぞれ個別審査等をしていただき、条例等で対応いただきたい。	学生の金銭的負担の軽減、修学意欲の向上に寄与する。また特にシニア層を対象とした講座には長い講座で80時間、短いものでも30時間とある程度の日数通学し、専門の実務技能を修得するものがある。就業支援、再就職支援に貢献できる。	学校教育法第2条			
5041A	5041051				z12019	文部科学省、	私立学校法第26条、第61条	d	—	学校法人は、収益を目的とする事業を行うことができます。行うことのできる収益事業については、所轄庁が私立学校審議会の意見を聞いて定め、その種類について公告することとなっています。所轄庁は、収益事業を行う学校法人が①寄附行為で定められた事業以外の事業を行う場合、②収益を学校経営の目的以外の目的に使用する場合、③教育に支障がある場合、には、収益事業の停止を命ずることができます。	—	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	51	A	専門学校（学校法人）による企業経営（収益事業）への規制緩和	専門教育分野においては最新の知識と技術を学生に提供する事が重要であり社会の変化に応じたカリキュラム構築が望まれている。時代の変化を先取りし、その成果を研究及びカリキュラムに組み込む為にも現在の収益事業参画への規制を緩和し各専門分野での成果を生かした事業経営を可能にする事が必要と考える。	専門学校の教育成果を展開しベンチャービジネスを起業する事が可能となる事で様々な事業の可能性が生じると共に学生の起業に向けての支援も可能となるまた学生の製作物、作品等を販売する店舗経営が可能となる事で販売促進等関連する業務を学校の枠組みの中で体験できるなど、企業経営手法のフィードバックを取り入れ変化の早い社会状況に即応した教育の可能性が広がる。	私立学校法 第3章学校法人 第一節 通則（収益事業） 第26条 第五節（助成及び監督） 第61条 第4章 雑則（私立専修学校等） 第64条の4			
5041A	5041057				z12020	文部科学省、	教育職員免許法第3条の2	d	—	特別非常勤講師制度については、昭和63年の制度創設以降、各都道府県教育委員会等に対して通知を出すなど周知徹底を図ってきたところであり、各自治体において、地域の実情等に応じ優れた社会人の活用を図ってきたところです。 (参考 <特別非常勤講師の届出状況>) 平成元年度173件 平成16年度21,948件 なお、栄養教諭は、平成18年11月1日現在、25道府県に320名配置されています。	—	より適した人材の活用を図る観点から、各地方公共団体の教育委員会に対して、民間栄養士を特別非常勤講師制度にて採用できることと更なる周知徹底や民間栄養士の積極的な活用について検討を促すこと等について検討いただくとともに、下記の要望者からの意見について検討願いたい。 現在、栄養教諭の配置は320名とのことですが、これはすでに当方が把握し提案中に記載済の人数です。問題は栄養教諭の配置がない学校が無数に存在していること、更に、民間企業が調理業務を受託しており、民間の栄養管理士に特別非常勤講師として食育の授業を行うに十分な経験と知識を有しているものが多数存在しているにもかかわらずそうした民間栄養士の活用がないことです。民間栄養士の活用計画策定をご検討いただけないかとの提案であります。	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	57	A	食育における栄養教諭業務での民間栄養士への機会付与	栄養教諭配置は、全国25都道府県の352人に留まり、栄養教諭の配置がない学校も多数存在。現在、栄養職員が講習を受けて配置されるケースが大半。食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載あり。民間栄養士が給食のみならず食材について深い知見をばぐくんできた。民間栄養士は特別非常勤講師の形で食育の授業に参加できる」と回答されたが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参加を積極的に推進してほしい。	栄養教諭配置は全国25都道府県の352人に留まり、栄養教諭の配置がない学校も多数存在。現在、栄養職員が講習を受けて配置されるケースが大半である。食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。民間栄養士が給食のみならず食材について深い知見をばぐくんできた。前前回、「民間栄養士は特別非常勤講師の形で食育の授業に参加できる」と回答されたが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参加を積極的に推進してほしい	食育基本法		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5041A	5041058			z12021	文部科学省、		食育基本法 文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」において、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう、各都道府県教育委員会を通じて指導しています。	c	－	民間企業に食材発注業務を委託するか否かについては、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等の判断に委ねられているところです。 ただし、食材発注においては、学校給食の質の低下を招くことのないよう十分配慮するとともに、物資の購入等における衛生管理、安全の確保について、学校給食の実施者の意向を十分反映できるような管理体制を設けていただくよう、「学校給食業務の運営の合理化について」(昭和60年1月21日)	－	民間企業への食材発注業務の委託については、各地方公共団体の教育委員会等の判断であるとの回答だが、民間企業であれば適正な質・管理体制を維持した上で、より効率的な運営が可能となる場合もあると考えられることから、各地方公共団体の教育委員会に対して食材発注権を民間企業に委ねることについての検討を促す等、措置を検討いただくとともに、下記の要望者からの意見について、検討をいただきたい。 現状学校給食の民間委託に対して全国1校なりとも食材の発注権が給食企業に付与されておりません。こうした現状は食育に民間企業が有するトレーサビリティなど高度の食材の知識と経験を生かす機会を閉ざしているものであります。食材の発注権の公開を要望致します。	社団法人日本ユニビジネス協議会連合会	58	A	食育基本法の理念実現の観点から学校給食調理業務で食材発注権を民間給食企業へ	食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。民間の給食企業は調理のみならず食材について深い知見を育んできており、食材調達においてトレーサビリティシステムを備え安心・安全を確保した食材の供給を行っている。しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定されており、業務が調理にだけ限定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えず、食育への貢献ができない。食育に貢献する観点から、食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。	食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。民間の給食企業は調理のみならず食材について深い知見を育んできており、食材調達においてトレーサビリティシステムを備え安心・安全を確保した食材の供給を行っている。しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定されており、業務が調理にだけ限定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えず、食育への貢献ができない。食育に貢献する観点から、食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。	民間給食企業は食材について深い知見を育んできており、トレーサビリティシステムを備え安心・安全を確保した食材を供給している。しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えず、食育への貢献ができない。食育に貢献する観点から、食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。又、新鮮でかつ低コストの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献できる。	食育基本法、文部省体育局長通知「学校給食業務の合理化について」(昭和60年1月21日)	
5054A	5054073			z12022	内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、	－	－	e	－	要望されている内容について、文部科学省による規制は特段存在していません。 なお、ご指摘の点も含め、今後「在留管理に関するワーキングチーム」において積極的な議論が行われるものと考えます。	－	(社)日本経済団体連合会	73	A	高度人材に対する在留期間の長期化	一般の専門的・技術的分野の外国人労働者について、わが国経済社会の様々な分野で活躍する「あるいは活躍が期待されている」高度人材」の受入れをより一層促進すべく、在留期間を5年に伸長するよう、法制上の措置を含め必要な対策を早急に講じるべきである。	専門的・技術的分野の中でも、在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題の発生を防止することができる一方、問題のない「高度人材」の身分の安定性は大いに高まると考えられる。 その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づく在留資格者などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、内閣官房の「在留管理に関するワーキングチーム」等において、可及的速やかに結論を得べく、検討を加速化すべきである。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方を構築する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的・技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく。」としている。 これを受けて、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や経済財政諮問会議等における検討を経て、一定の研究者やIT技術者について、所属先に一定の条件を付した上で、在留期間の上限を5年に伸長する措置が講じられた。		
5062A	5062001			z12023	警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、	－	－	e	－	想定されている留学生への支援の詳細が不明ですが、財政上の優遇措置を求めるものであれば、本要望制度の趣旨に馴染まないものと考えます。	－	日本商工会議所	1	A	外国人労働者の受入れ拡大 ①専門的技術分野の人材	知識・技能を有する優れた専門的技術的分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行われたい。また、経済連携協定(EPA)に向けた政府間協議において、看護士、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。併せて、留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備されたい。	国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取組んでいたきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則			
5062A	5062002			z12024	内閣官房、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、	－	－	e	－	要望されている内容について、文部科学省による規制は特段存在していません。	－	日本商工会議所	2	A	外国人労働者の受入れ拡大 ②わが国で不足が予想される分野の人材	今後、労働力不足が予想される製造、林業、観光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理の下に労働者を受け入れる制度を創設されたい。仮に、すぐさま全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用し、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。	国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取組んでいたきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5079A	5079001				外務省、文部科学省、	z12025	我が国が批准した「経済的、社会的、文化的権利に関する条約(国際人権規約A規約)」及び「児童の権利に関する条約」等に基づき、希望する外国人子女に対して無償の機会を保障するため、希望する外国人子女については、日本人子女と同様に、公立小・中学校へ受け入れている。その際、教科書の無償配布及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障。	d	—	外国人児童生徒が公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、来年度、外国人の子どもの就学を促進するため、関係機関等と連携した就学促進に関する実践研究や就学啓発資料の作成等を行うための事業を実施する予定としています。 また、日本の教育制度や就学手続き等についてまとめたポルトガル語等7言語による就学のためのガイドブックを日本大使館等に送付し、呼びかけなど、外務省とも連携しながら、日本での学校教育制度の周知を図りたいと考えています。 さらに、ブラジル政府との協議会等において、子どもの教育の重要性を渡航者に呼びかけるよう働きかけて行きたいと考えています。	—	要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の内容」、「措置の概要」につき再検討されたい。 「文部科学省により作成されている「就学ガイドブック」は、日本の各自治体にも配布されているが、残念ながら十分に活用されていないのが現実である。本要望における情報は、それを発信することだけでは不十分なものであり、その情報を伝えられるべき人がその情報を確実に得て、その内容を理解することが必要不可欠である。 在外公館での「就学ガイドブック」等の資料の備え付けやホームページの活用等のみでは上記の目的は達成できないと考えられるため、文部科学省と連携して、さらなる対策を実施していただきたい。」	外国人集住 都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	1	A	外国人の子どもが小学校に入学する前の保護者に対する支援	外国人の子どもの小学校入学前に、保護者に対する情報提供及び入学を支援する措置を講じることなど、自治体等が外国人の子どもを就学へと導くための施策について、基本的かつ具体的なガイドラインを示すとともに、自治体が実施する事業に対し、財政的および人的支援をする。また、在外公館における査証発行時等の日本への渡航前に、日本の教育制度についての情報を渡航者に提供する		小学校入学前の外国人の子どもの保育実態は多様であり、日本の公立学校入学に関する情報が適当な機会に十分に提供されず、保護者による公立学校への入学準備が十分に行われていない。この結果、子どもの学校への適応が遅れ、場合によっては不就学になるなど、外国人の子どもが教育を受ける権利が保障されない恐れがある。	学校教育法第22条第1項、同第39条第1項	[規制の現状] 学校教育法の就学義務は、外国人の子どもには適用されないなか、外国人の子どもの保護者に対する小学校入学に関する情報提供や入学準備の支援などを適切に実施することが困難となっている。
5079A	5079002				文部科学省、	z12026	我が国が批准した「経済的、社会的、文化的権利に関する条約(国際人権規約A規約)」及び「児童の権利に関する条約」等に基づき、希望する外国人子女に対して無償の機会を保障するため、希望する外国人子女については、日本人子女と同様に、公立小・中学校へ受け入れている。その際、教科書の無償配布及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障。	d	—	外国人児童生徒への教育については、国際人権規約等を踏まえ、日本人生徒と同様に無償で受け入れ、その指導については、学習指導要領の総則「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」(7)において、適切な指導を行うよう盛り込まれているところです。また、「日本語指導が必要な児童生徒」の定義については、日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査に明記するとともに、各審議会等の場においても、周知することとしています。 また、公立小・中学校における外国人子女等への日本語指導については、義務標準法第15条第2号の規定により、特例的に教員を配置するいわゆる児童生徒支援加配による対応が可能となっているところです。この児童生徒支援加配は、外国人子女等への日本語指導への対応のみでなく、いじめや不登校への対応など、児童生徒の状況に応じたきめ細かな対応が必要とされる学校において、特別な学習指導・生徒指導、進路指導が行われる場合に、各都道府県の申請に基づき、予算の範囲内で教員定数を加配するものです。今後の公立学校の教職員数については、本年6月に公布・施行されたいいわゆる行革推進法においては、「公立学校の教職員、その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る削減をさせる」と規定されており、この法律の運用に際し、義務教育の実態にあつたときの根幹である標準法対象の教職員の純減については、基本的には、児童・生徒の減少に伴う自然減によることとし、教育条件を悪化させないよう、児童生徒支援加配を含めた必要な定数の確保に努めていきたいと考えています。 さらに、外国人児童生徒の受け入れ体制の包括的な整備を行うための法改正、事業の実施や教育に取	—	要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の内容」、「措置の概要」につき再検討されたい。 「外国人児童生徒への教育の指導については、学習指導要領の総則「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」(7)において、適切な指導を行うよう盛り込まれていると言われるが、この要領では、「海外から帰国した児童などについては…」となっており、外国人児童生徒を海外帰国子女と同一に扱っている。海外帰国子女とその背景が全く異なる外国人児童生徒教育の基本方針は、別に定めるべきであるため、再検討を要請する。 要望理由のなかで、「外国籍の児童生徒のみならず、帰国児童生徒、国際結婚で生まれた子ども、日本国籍を取得した子どもなど、国籍という枠組みでは捉えきれない様々な文化的背景をもった子どもが存在する。」ことを指摘している。国籍にかかわらず文化的背景が外国である子ども(＝外国にルーツを持つ子ども、または、外国につながる子ども)は、日本語が不十分な場合もある。このような子どもたちも含め、多文化共生の視点からの教育に関して、予算措置も含めた抜本的な取り組みを行うことが、近い将来の日本における外国人住民との良好な関係を築くための最も効果的な政策であると考えます。 要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の内容」、「措置の概要」につき再検討されたい。 「義務教育年齢を超過した生徒の義務教育諸学校への入学については、都道府県教育委員会や市町村教育委員会の判断により対応できることとなっている。しかし、柔軟な取扱いをしている自治体はほとんど無く、15歳を超えた外国人の子どもの義務教育諸学校への受け入れができていないのが現状であると認識している。そこで、貴省が把握されている全国の都道府県や市区町村の教育委員会における取り扱いの状況について、ご教示いただきたい。 また、義務教育年齢を超過した生徒の義務教育諸学校への入学や習熟度に応じた学年への編入を可能とするための最大の課題は、教員の配置や補助金に対する貴省の柔軟な対応であると考えするため、現在の一律的な対応を改善していただきたい。」	外国人集住 都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	2	A	公立小中学校における外国人児童生徒の受け入れ体制の整備	外国人児童生徒教育の基本方針を定めるとともに、学習指導要領にも盛り込む。基本方針の中で、「日本語指導が必要な児童生徒」の定義も行い、日本語指導の目標を示す。併せて、外国人児童生徒担当教員の加配を増やし、支援体制の充実を図る。外国人の集住する地域において集中的に初期指導を行う教室の設置を推進する。また、一人でも日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校に対し、日本語指導等協力者の巡回を推進する。 これらの外国人児童生徒教育を支援する基金づくりを推進し、経済界などに協力を求める。		教育現場における日本語指導が必要な児童生徒には、外国籍の児童生徒のみならず、帰国児童生徒、国際結婚で生まれた子ども、日本国籍を取得した子どもなど、国籍という枠組みでは捉えきれない様々な文化的背景をもった子どもが存在する。また、日本語指導が必要な児童生徒の中には、障がいを持つなど、特別な支援が必要な子どもが増加しており、教育の現場ではより多様な対応が求められている。同時に、外国人の児童生徒の受け入れに対する支援措置を導入するための財政基盤を強化することも必要になっている。 これらはすべて緊急性が高い課題であり、外国人児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にとってその早急な解決が望まれる。	学校教育法第20条、同第38条	[規制の現状] 学習指導要領においては、外国人児童・生徒に関する教育方針が示されていない。文部科学省が実施する日本語指導が必要な児童生徒の調査においては、その定義も明確でなく、正確な実態把握が行なわれているとはいえない。
5079A	5079003				文部科学省、	z12027	我が国が批准した「経済的、社会的、文化的権利に関する条約(国際人権規約A規約)」及び「児童の権利に関する条約」等に基づき、希望する外国人子女に対して無償の機会を保障するため、希望する外国人子女については、日本人子女と同様に、公立小・中学校へ受け入れている。その際、教科書の無償配布及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障。	d	—	義務教育年齢を超過した生徒の義務教育諸学校への入学については、日本人と同様、都道府県教育委員会や市町村教育委員会の判断により受け入れているところですので、引き続き、これらの教育委員会において適切に対応いただきたいと考えています。	—	要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の内容」、「措置の概要」につき再検討されたい。 「義務教育年齢を超過した生徒の義務教育諸学校への入学については、都道府県教育委員会や市町村教育委員会の判断により対応できることとなっている。しかし、柔軟な取扱いをしている自治体はほとんど無く、15歳を超えた外国人の子どもの義務教育諸学校への受け入れができていないのが現状であると認識している。そこで、貴省が把握されている全国の都道府県や市区町村の教育委員会における取り扱いの状況について、ご教示いただきたい。 また、義務教育年齢を超過した生徒の義務教育諸学校への入学や習熟度に応じた学年への編入を可能とするための最大の課題は、教員の配置や補助金に対する貴省の柔軟な対応であると考えため、現在の一律的な対応を改善していただきたい。」	外国人集住 都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	3	A	義務教育年限の柔軟な運用の促進	国は、都道府県教育委員会に対し、義務教育年齢を超過した外国人の子どもの義務教育諸学校への入学や習熟度に合った学年への編入について、必要に応じた柔軟な取り扱いを行うように促す。		外国人の子どもたちのなかには、母国と日本の間を行き来する場合も少なくなく、6歳から15歳という義務教育の年限の範囲で、習熟度に応じてわが国の小中学校の学年に編入することは簡単ではない。しかも、都道府県教育委員会には、義務教育年齢を超過した生徒の義務教育諸学校への入学について、柔軟な取扱いをしていないところが多くあり、15歳を超えても就学することが適当と判断される外国人の子どもの受け入れに困難が生じている。このことが外国人の子どもの高校等進学にとって大きな障壁となっている。	学校教育法第23条、第39条第3号	[規制の現状] 学校教育法上、義務教育は6歳から15歳までと定められているが、義務教育年齢を超過した子どもの義務教育諸学校への入学や、習熟度に合った学年への編入については、都道府県教育委員会の権限で、その柔軟な取り扱いが認められている。
5079A	5079005				文部科学省、厚生労働省、	z12028	—	e	—	要望されている内容につき、学校教育法第45条は特設の規制とはならないと考えます。 なお、想定されている支援措置の詳細が不明ですが、財政上の優遇措置を求めるものであれば、本要望制度の趣旨に馴染まないものと考えます。	—	要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の内容」、「措置の概要」につき再検討されたい。 「本要望では「外国人青少年の就労・学習を支援するための措置を設ける」ことをあげた。また、貴省にも別にお渡しした「よっかいち宣言」においては、「III. 義務教育年齢を超過した子どもに対する具体的施策について」提言している。 この提言でもお示したように、「全国夜間中学の実態調査を行った上で、夜間中学を拡充するなど、就学の機会を逸した人が教育を受けなおせる場づくりを推進するほか、外国人の中卒資格の認定が円滑に行える仕組みを検討する」ことをお願いしたい。」	外国人集住 都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	5	A	若年雇用対策の新設と強化	中学・高校などを中途退学した青少年が、働きながら学べるように若年雇用対策を新設・拡充し、その一環として、外国人青少年の就労・学習を支援するための措置を設ける。		現在の若年雇用対策においては、フリーターの正規雇用促進が大きな柱となっているが、中学・高校を卒業することが、若年雇の自立を促進する上で不可欠である。そこで、中学・高校中退者に対し、夜間中学・高校での学習機会の確保と昼間の就業の両立を目標とする若年雇用対策を新設し、その一環として、外国人の中途退学者を支援することが必要である。	学校教育法第45条、厚生労働省職業安定局通達	[規制の現状] 中学・高校を中途退学した者を対象とし、これらの者が働きながら学べるようにするための若年雇用対策は実施されていない。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項 番 号	要望 種別 規	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5079A	5079006				文部科学省、	－	外国人学校の地位に関しては法令上規定されていません。なお、一部の外国人学校が学校教育法上の各種学校としての法的地位を得ている実態があります。 「外国人教育に関する調査研究」については毎年実施しております。	d	－	外国人学校については、現行法令上の規定はなされていませんが、その一部は各種学校としての法的地位を得ています。また、外国人学校の母国政府に対しても支援を求めています。 なお、「外国人に関する調査研究」については年々その内容等を充実させており、今後ともこの調査を継続して実施していきたいと考えています。		要望者からの以下の再意見に対し、「措置の概要」において明らかにされたい。 「貴省が行っている「外国人教育に関する調査研究」の実施内容、方法、対象などについて、具体的にご教示いただきたい。また、その研究成果をどのように活用する予定かお伺いしたい。」	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	6	A	外国人学校の学校教育法上の位置づけの改善	一定の要件を満たす外国人学校を、学校教育法第1条に定められている教育機関に準ずる教育機関と位置づける新たな体系を創設し、設置基準・教育内容の認可基準を設ける。また、文部科学省「外国人学校調査」を全国規模で継続的に実施し、実態把握に努める。		外国人の子どもの教育において、外国人学校は重要な役割を果たすようになっており、教育を受ける場所のひとつとして定着している。しかし、学校教育法第1条に基づいて認知された私立学校と同等程度の支援措置や税制上の恩典などを受けることができない。また、外国人の生徒が、外国人学校を卒業しても日本の高校入試受験資格は得られず、円滑な高校進学に結びつかない。また授業料も高額であり、保護者にとって大きな負担となっている。	学校教育法第1条	[規制の現状] 外国人学校は、学校教育法第1条に定める教育機関には該当せず、その結果、私立学校と同等の助成措置をうけることができない。また、文部科学省「外国人学校調査」の内容・実施回数ともに不十分であり、その実態が把握されていない。
5079A	5079009	1			文部科学省、	－	日本語教育事業を実施する地方自治体やNPO法人に対しての財政支援については、地域日本語教育支援事業などの措置が講じられています。	d	－	文部科学省においては、地域における日本語教育の推進のため、地方自治体やNPO法人が実施する地域の特色ある日本語教室等の優れた事業を支援する「地域日本語教育支援事業」を実施しています。 さらに、平成19年度要求においては、日本語教室や日本語指導者養成などを柱とした「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」の実施を検討しており、今後とも、地域の日本語教育の推進を図っていきます。 また、現在、〔財〕日本国際教育支援協会及び〔独〕国際交流基金が事務局になり、日本語教育関係者と連携しながら日本語能力試験を国内外で実施していますが、同試験については、内容の抜本的な改定とともに、年複数回実施も将来的に実現すべく、検討中です。	－	要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の内容」、「措置の概要」につき再検討されたい。 「外国人住民と共に暮らすまちづくりのためには、外国人の日本語能力向上が必須であり、そのためには幅広い学習機会の提供が必要である。将来的には、ドイツの社会統合政策（外国人へのドイツ語教育）などに見られるような、抜本的な制度改革が必要であると考えため、今後とも日本語教育の強化を推進していただきたい。日本語検定制度の見直しを検討中とのことであるが、いつまでに結論が出されるのか、また、その内容で検定資格の社会的地位をどのように高めていかんということをご検討いただいているかをお伺いしたい。」	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	9	A	定住している外国人への日本語教育の強化と日本語能力検定の拡充	日本語支援事業を実施する自治体やNPOに対する財政面での支援措置を講じるとともに、個人や企業等から寄付を促進するための税制面の措置を併せ検討する。 日本語能力試験について、日常生活を送るにあたっては会話能力が不可欠であるので、会話についての試験を新たに創設する。また、取得目的に合わせて級を選択できるよう、試験を文章理解（文字・語彙及び読解・文法）、聴解、会話に分け、別々に受験することを可能とするなど、試験内容の改編・拡充を行う。受験機会を増やし、外国人の受験意欲を高めるため、年間の試験実施回数を増やすとともに、在留年数等の一定の条件を満たす外国人について受験料の軽減措置を講じることなどを検討する。		外国人と地域住民又は学校教員などとの間の意思疎通を円滑化するとともに、外国人及びその子どもたちの自立を促進するためには、定住している外国人の日本語能力の向上が不可欠である。しかも、外国人の保護者が家庭で日本語を使用しない場合、その子どもたちの日本語能力も低くなる傾向がある。また、就労する外国人の保護者に日本語教室への参加意欲は低い。こういった地域住民等との十分なコミュニケーションが図れない外国人同士が固まって居住し、地域住民との軋轢を引き起こす事件も発生している。そこで、会話能力を中心として、日本語を学ぶモチベーションを高めるために、外国人の日本語能力を評価するための制度を整備するとともに、併せて、外国人の日本語能力を、わが国への入国・在留に当たって評価する仕組みを導入することが必要となっている。	出入国管理及び難民認定法第20、21及び22条、2006年4月3日付文化庁次長決定	[規制の現状] 外国人の日本語習得のため、各地の自治体やNPOにより日本語支援事業が進められるなか、政府も地域日本語支援事業を開始したところであるが、まだ取組が不十分である。また、日本語能力試験は存在するものの、読み・書きに重点を置く試験であり、定住している外国人にとって特に重要である会話能力が重視された試験制度ではない。加えて、文部科学省による公的認定ではないこと、試験実施がわずか年一回であること、受験料が割高に設定されていることなどの理由により、外国人にとって利用しにくい状況にある。さらに、外国人の日本語能力は、出入国管理においてはほとんど評価されていないので、外国人が日本語の習得に向けたモチベーションを持ち
5079A	5079012				内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、	－	－	e	－	要望されている内容について、文部科学省による規制は特段存在していません。 なお、ご指摘の点も含め、今後「在留管理に関するワーキングチーム」において積極的な議論が行われるものと考えます。	－	要望者からの以下の再意見を踏まえつつ、学齢にある外国人児童・生徒の我が国における就学を所管する立場から、「国・自治体における外国人に関する情報の共有」との要望に対する考え方を「措置の概要」において示されたい。 「地方自治法第10条第2項に「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と定められている。また、第10条第1項によれば、外国人も日本人も住民である。各法律の目的を定めた第1条は重要な意味を持ち、上記のように外国人も住民であると認めるならば、「在留外国人の公正な管理に資することを目的とする」と定めた外国人登録法の第1条とは整合せず、その目的を「住民の利便の増進」とした住民基本台帳法が、上記の目的に整合すると考える。 また、住民基本台帳ネットワーク制	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	12	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	外国人登録制度における登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度を住民基本台帳制度に一元化すべきである。 現在、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」でも検討が進められているが、出入国管理、地方税、社会保障、教育などに関する情報を地方公共団体のデータベースに登録し、関係省庁や他の自治体に対して当該データベースよりデータを提供すること、その際はデータ保護に万全を尽くすことなどを法令に定めるべきである。		現状では、外国人登録の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、世帯単位での捕捉ができない、職種によるデータの消除ができないといった、住民登録と外国人登録の制度のずれが市町村における住民の実態把握を行政サービスの提供を困難にしている。 地方自治法第10条における「外国人も日本人も同じ権利・義務を有する住民である」という規定に基づけば、外国人登録制度は、住民基本台帳制度に一元化させるべきである。 また、外国人登録は出入国管理制度の一部であるという現行法令の捉え方よりは、むしろ、市町村がその住民の地位に関する正確な記録を常に整備しなければならない、とする地方自治法第13条の2の考え方に拠るべきである。	地方自治法、住民基本台帳法、地方税法、地方財政法、外国人登録法、国民健康保険法、国民年金法、学校教育法	
5079A	5079013				内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、	－	－	e	－	要望されている内容について、文部科学省による規制は特段存在していません。 なお、ご指摘の点も含め、今後「在留管理に関するワーキングチーム」において積極的な議論が行われるものと考えます。	－	「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）における、「在留資格の変更、及び在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表等」の中で考慮する事項として例示された「子弟の就学状況」を所管する立場から、「措置の分類」及び「措置の概要」について再検討されたい。	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	13	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、①外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、②国税及び地方税の滞納がないこと、③学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、④在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査に当たっての積極要素とし、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。 これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。 子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。		日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。 しかし、国内に合法的に在留していながら、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもの就学を保障することは、保護者や受入れ国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合も少なくないうえ、地方税の滞納についてもチェックされていない。 さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。 現在、内閣官房「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」で検討されているが、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、地方公共団体におけるデータベースの構築などを通じて効果的かつ	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン（法務省入国管理局平成18年3月31日）、地方自治法第10条第2項	[規制の現状] 在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更（特別永住者を除く）を希望する場合、法務大臣は、①素行が善良であること及び②独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。なお、①素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5083A	5083001			z12033	総務 省、文 部科学 省、	スポー ツ振興 投票の 実施等 に関する法律 第13条	スポーツ振興投票の払戻金については、売上金額に50%を乗じて得られた金額を、合致の割合ごとに配分し、その配分金額を合致の種類ごとに合致投票券に按分した金額を交付することとなっています。	c	—	スポーツ振興投票の払戻金額は、配分金額を合致投票券に按分することにより算定されるため、合致投票券が少ない場合には、極めて高額になるような場合も想定されます。このため、いたずらに射幸心を煽ることのないよう、払戻金額に最高限度額を設けているものです。	—	—	沼本久	1	A	山わけ型のくじにおいて は、当せん金の上限をなく してほしい。	山わけ型のくじ(＝ロト6、ミニロト、サッカーくじ)において、当せん者のとり分が、くじの販売金額の100万倍が上限(キャリアオーバー時は200万倍)となっているが、これをなくして、無制限としてほしい。		山わけ型のくじにおいては、割り当てられた賞金を当せん口数で割って計算した方が理にかなっている。100万倍の超過分を次回に持ち越すことは、くじの安定的な販売という意味でよくない。 また、持ち越し時は、しゃこう心を刺激しすぎる ことになる。	当せん金付証報第5条	
5084A	5084001			z12034	文部科 学省、	地方教 育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律第2 条	地方公共団体においては、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	c	—	教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派の影響力から中立性を確保し、安定性、継続性を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっています。 このため、教育委員会が設置されない地方公共団体を許容する制度は適切ではないと考えます。	—	教育における個人的な価値判断や党派の影響力からの中立性の確保に関する懸念に関しては、 ① 冷戦の終結以来、政治・思想の対立やイデオロギー論争は急速に解消している ② 首長は選挙や住民世論により地域住民から常時評価を受けている ③ 提案においては、教育委員会に変わる教育行政審議会を設置することにより、継続的に教育行政の中立性の評価を受けることとしていることなどから、具体的懸念とはなりえない。 むしろ、真に地域住民の代表として地域を熟知している首長が、市町村立小中学校の設置者として教育行政に対し責任を持ちリーダーシップを発揮することは、 ① 地域の教職員が活躍できる、地域に根ざした教育体制の整備 ② 経済・福祉・文化等の市町村行政の総合戦略の一環としての教育行政の実施	出雲市	1	A	教育委員会設置義務の見直し	市長の下に教育行政を担当する助役を置き、さらにその下に現行の教育委員会事務局の部署を置く。さらに教育委員会に代え教育行政審議会を設置し、教育行政の中立性の評価や経済・福祉等との連携、学校教育の評価等を行う仕組みとする。(別紙1参照) なお、生涯学習や文化・スポーツなどの部門については、補助執行により平成13年4月より市長部局に移管し実施しているところである。(別紙2参照)	政治的中立性の担保等を理由に独立行政委員会としての教育委員会の設置が義務化されているが、その範囲では、いじめ、不登校、学力低下など様々な問題を解決できない事態に教育委員会は直面している。 このため、教育委員会に代え教育行政審議会により教育の中立性等を評価するなか、真に住民の代表たる市長が経済・福祉・医療等を含め教育問題を市行政の総合戦略の一環としてとらえ、地域の自治協会や民生児童委員、児童相談所、JA、商工会議所などあらゆる組織や人材を総動員して、諸問題の解決に立ち向かうことを可能にするものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	別紙1, 2	